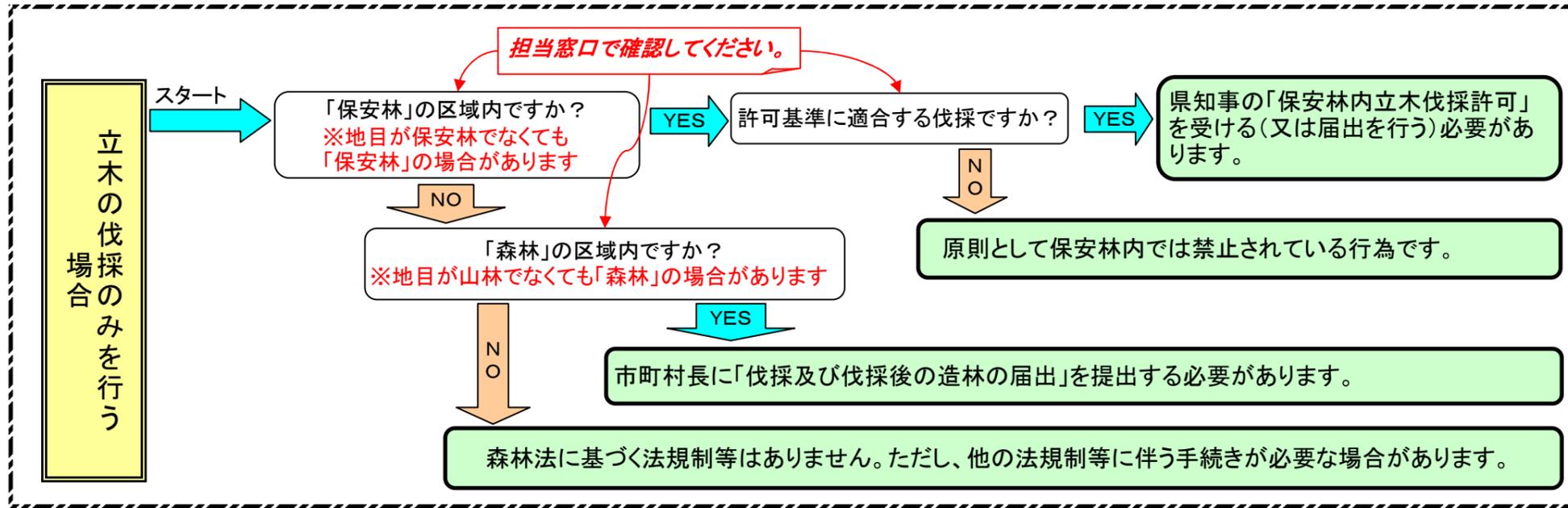
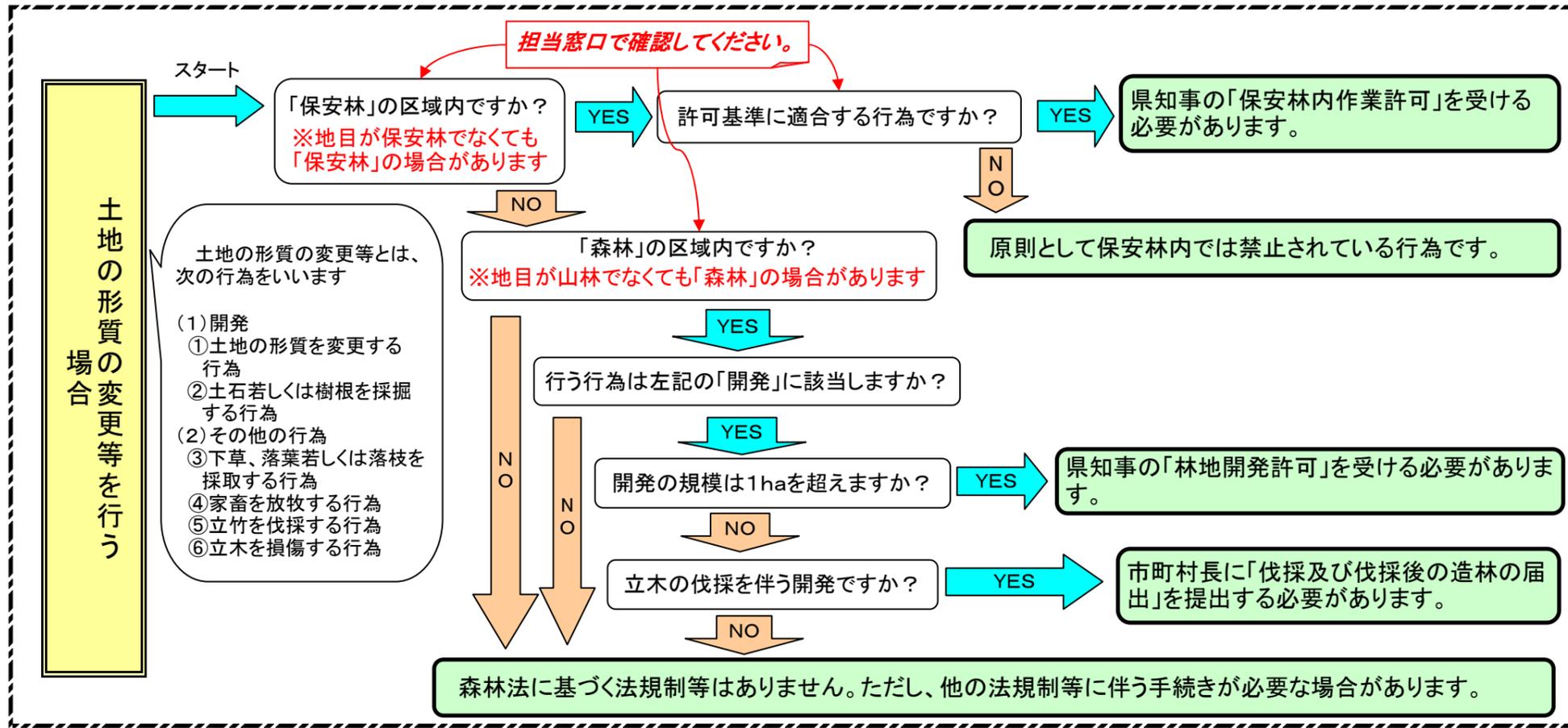


・まず、森林法に基づく「森林」「保安林」の区域であるかを必ず確認しましょう。
 ・原野であっても、森林・保安林の区域の確認が必要です。

確認先: 熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課 TEL 0967-22-1117



森林法、その他法令に基づく規制等確認フロー図



※他法令に基づく手続き等が必要な場合があります。

○主な関係法令

- 「国土利用計画法」
 ・一定面積以上の土地取引を行う場合、届出が必要です。
 →各市町村担当窓口へ
 - 「都市計画法」
 ・都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。
 また、都市計画区域外であっても、1ha以上の開発を行う場合は許可が必要です。
 →パンフレットNo.4を参照
 - 「農地法」
 ・農地や採草放牧地を転用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。
 →パンフレットNo.1を参照
 - 「自然公園法」
 ・国立、国定公園内で一定規模を超える行為を行う場合、事前に許可(区域によっては届出)を受ける必要があります。
 →パンフレットNo.3を参照
 - 「熊本県自然環境保全条例」
 ・一定規模を超える行為を行う場合には、開発行為者は、県及び市町村と自然環境保全協定を締結する必要があります。
 ・自然環境保全地域、緑地環境保全地域、郷土修景美化地域内で開発行為を行う場合は、事前に許可(または届出)を受ける必要があります。
 →阿蘇地域振興局農林部林務課へ
- ◎上記の他、各市町村の開発規制に関する条例、要綱により、事前に協議等が必要となる場合があります。
 →各市町村担当窓口へ

必ず確認しましょう。

※各手続きに関する問い合わせ先は、裏面をご確認ください。